

○川崎市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 の規定に基づき設置された川崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を請求することができる。
- 3 市長は、会議開催の日時及び場所並びに会議に諮るべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 会議において協議・調整が行われ、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。
- 5 緊急を要する場合は、市長と教育長のみで会議を開催し協議することができる。

（協議・調整事項）

第 4 条 会議は、次に掲げる事項について、協議・調整を行うものとする。

- （1）大綱の策定に関する協議について
- （2）教育を行うための諸条件の整備、及び教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について

（意見聴取）

第 5 条 会議は、協議・調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議・調整すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（傍聴）

第 7 条 会議は、川崎市教育委員会傍聴人規則（平成 13 年川崎市教育委員会規則第 11 号）に準ずる。

（議事録）

第 8 条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした事項については、この限りではない。

（事務局）

第 9 条 会議の事務局を総務局秘書部（政策調整担当）に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月 日から施行する。